

令和2年度第1回岸和田市青少年問題協議会記録

会 議 名	令和2年度第1回岸和田市青少年問題協議会
日 時	令和2年8月12日(水) 午後3時00分～4時30分
場 所	岸和田市立公民館 多目的ホール
出席委員	萩原会長、雪本副会長、〆野副会長、田中委員、辻委員、藤原委員、河内委員、松下委員、米澤委員、渡邊委員、竹代委員、楠本委員、池川委員 以上 13名
欠席委員	岩田委員、七野委員、宮口委員 3名
事 務 局	子育て支援課：福村課長 学校教育部：和泉部長 学校教育課：倉垣課長 人権教育課：八幡課長 生涯学習部：牟田部長 スポーツ振興課：庄司課長 生涯学習課：寺本課長、出水指導主事、上野担当長、岡部担当員、松尾担当員、里見担当員
傍聴人数	0人
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱式 <ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市青少年問題協議会委員名簿 ・地方青少年問題協議会法 ・岸和田市附属機関条例 ・岸和田市青少年問題協議会規則 2. 案 件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度青少年対策基本方針について (2) 中学生問題（スマートフォン等の問題）について (3) 令和4年4月1日付、民法改正による成人年齢引き下げについて 3. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成人式の結果について (2) 青少年施策資料の調査内容の変更について (3) 岸和田市青少年問題協議会規則の改正について

1. 新委員へ委嘱状の交付（市長）

市長あいさつ

青少年問題協議会々長あいさつ

委員自己紹介

事務局紹介

資料説明（事務局）

会長、副会長の選出

会長 萩原委員

副会長 雪本委員、メ野委員

岸和田暴走行為（通称：イレブンスリー）について説明（大阪府警）

青少年問題協議会について説明（事務局）

2. 案件

（1）令和2年度青少年対策基本方針について

（会長）案件（1）令和2年度青少年対策基本方針について事務局より説明をお願いします。

（事務局）案件（1）令和2年度青少年対策基本方針について説明

（会長）ただいま、事務局より説明がありましたが、こちらにつきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ございませんようですので、案件（1）をこの協議会として承認することにご異議ございませんでしょうか。では異議がないということで、案件（1）については承認させていただきます。

（2）中学生問題（スマートフォン等の問題）について

（会長）案件（2）中学生問題（スマートフォン等の問題）について事務局より説明をお願いします。

（事務局）昨年度より審議されてきました、スマートフォン等の問題を子どもや保護者に啓発するためのアピールペーパーの最終審議を行っていただきたくお願いいたします。資料5のデザインでの発行を考えています。

（会長）事務局から説明がありましたが、こちらの案件につきましてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

（委員）このデザインで発行するにあたって、現状の小中学校へのスマートフォンの持ち込みについて教えていただきたくお願いいたします。

（委員）小学校の現状につきましては、台風や地震等の災害関係で急に下校させなければいけない時があったので、校内へのスマートフォンの持ち込みを許可しています。持ち込みにあたっては保護者に同意書を提出してもらい、基本的にはランドセルの中で保管する形をとっています。

（委員）中学校の現状につきましては、小学校とほぼ同じです。持ってきたスマートフォンは朝に学校側が預かり、下校時に返却しています。

（会長）この後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

（事務局）当初の予定では、今年度の1学期の懇談会で保護者へ直接配布する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で青少年問題協議会の審議が遅れたため、2学期の懇談会で配布します。仮に懇談会が実施できなければ、生徒に持って帰って保護者に渡してもらいます。

（副会長）懇談会が実施できない場合に、時期を遅らせてでも保護者へ直接配布する手段は取れないですか。

(事務局) 新型コロナウイルスの影響で、懇談会が中止になった後に保護者が来校できる状況かわからないので、できるだけ早い配布の方向で進めていきます。

(会長) 資料5の案で発行し、2学期中の配布を承認することにご異議ございませんでしょうか。では異議がないということで、案件(2)については承認させていただきます。

(3) 令和4年4月1日付、民法改正による成人年齢引き下げについて

(会長) 案件(3) 令和4年4月1日付、民法改正による成人年齢引き下げについて事務局より説明をお願いします。

(事務局) 令和4年4月1日に成人年齢が18歳に引き下げられます。それに伴い、本市においての成人式の取り扱いをどうすればいいのかが課題となっています。20歳でいままでどおり式を挙げるとすれば、「成人式」ではなく「はたちを祝う会」など名称の変更も考慮していく必要があります。その中で、実施の方法は地方公共団体で決めなければならないところであり、本日は皆様のご意見等を伺いたいと思います。

(会長) 事務局から説明がありましたが、こちらの案件につきましてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

(副会長) 資料を読むと、成人年齢が18歳に引き下げられるが、法的には成人式の対象者が成人年齢でなくてもよいと書かれています。また、岸和田市以南の市町村の成人式の方針について書かれているように、18歳での開催は受験や就職活動時期と重なることが大きな問題だと思います。よって私はこのまま20歳での開催を継続し、成人式の名称を少し変更すればよいと思います。

(委員) 成人として18歳になれば選挙等の権利があるならば、社会もそれを認めてあげるべきだと考えています。

(会長) 酒やタバコ等の18歳でも認められない権利について事務局に説明を求めます。

(事務局) 資料6にそれをまとめています。飲酒と喫煙については会長からありました通り20歳のままとなっております。

(副会長) 現状の成人式はどこが主導で行っているのですか。

(事務局) 生涯学習課が行っています。全国的に見ても成人式の所管は教育委員会が多いです。また成人は酒やタバコ等の自覚をしないといけないことが多く、法律やルールを守って生涯行動してもらうために、生涯学習課が成人式を担当しています。その考え方でいくと、成人年齢になった18歳に対して、生涯学習課としてある一定の成人の自覚を持ってもらうための働きかけは必要だと考えています。

(副会長) 令和4年度の成人式の方針を今議論するのは早いのではないですか。

(事務局) 振袖の予約は1年以上前からしていますし、市民からの問い合わせも多いので、市としてできるだけ早く開催方法をお知らせしたいと考えています。

(会長) 今回出た意見を参考にして、次回、事務局からいくつかの案を説明してもらいたいと思います。以上で予定していた案件はすべて終了しましたが、他に案件があればお願いいたします。無いですのでこれにて案件は終了いたします。

3. その他

(会長) その他(1)～(3)について事務局より説明をお願いします。

(1) 成人式の結果について

(事務局) 資料に基づき、令和元年度の成人式の結果について説明。

(2) 青少年施策資料の調査内容の変更について

(事務局) 現在の施策資料は10年以上前から調査内容が変わっておらず、また、重複して他の附属機関でも審議されているものもあります。今後、本協議会で議論されるべき資料をより集約したものとして作成したいと考えております。

(3) 岸和田市青少年問題協議会規則の改正について

(事務局) 令和2年7月1日施行で今期より2年度内で任期が終わるように改正しております。

(会長) 説明ありがとうございます。本協議会について、審議や協議事項等ございましたらご発言お願いいたします。

(副会長) 毎年7月に「社会を明るくする運動」を行っており、この協議会でも報告させていただいています。この運動は昭和25年から70回続いております。この運動はすべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、(国民が)理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築くという法務省主唱の運動で、7月を強化月間とし、マドカホールで市民集会、また市内各所(主にスーパー、駅)で啓発運動をしております。当協議会も推進委員会と一緒に主催となっておりますが、今後どのように当協議会が関わっていけばいいかを委員の皆様にご相談したいと思っています。その理由といたしまして、国の法律で平成28年12月に再犯防止推進法が新たにでき、平成29年12月に再犯防止推進計画が国の閣議で決定されて、国と地方公共団体と民間が一丸となって取り組み推進していくという計画です。また、各市町村にガイドラインが出され、(中身の内容は)地域の再犯防止推進計画の際に地域福祉と一体となってやっていくというものです。何を言いたいかとは、国の中で犯罪は減っていますが、再犯率(犯罪を起こした人の再犯)は犯罪全体の半分以上(倍くらいの)、再犯が多いということです。それぞれ国によって違いますが、日本の中で問題になっているのは満期の方で刑務所を出られた方は住むところがない、引き取り手がない。(ということです。)本来住むところがある人は、各(市町村の)社協を利用できますが、満期で出た人(出られた方は住むところがない、引き取り手がない人)を見ると日本ではありません。そういうことを踏まえて、新たに再犯防止をしっかりとやらなければならないということです。今までは「社会を明るくする運動」は青少年問題協議会との2本立てで行っていましたが、提案といたしましては、法律も変わりましたので、市長が推進委員長になって、各団体(保護司団体等)が中心に動くのではなく、いろいろな団体に入ってもらって、再犯防止に市を挙げてやっていくような運動(組織づくり)をしていく時期になっています。また、そのような動きがここ1、2年で(各自治体等で)強まってきていますので、今日は青少年問題協議会の会議であります(推進委員会の一本でやっていくこと)を提案させていただき、また委員のご意見を聞かしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 再犯防止のための市を挙げての推進委員会で、市長をトップに作っていくというご提案についてご意見をいただきたいということですがどうでしょうか。

青少年問題協議会としてそれがふさわしいということを踏まえて、市に考えていただくということでもよろしいでしょうか。具体的に(推進委員会を主催に)運動を行っていく時期はどう考えているのでしょうか。

(副会長) 今年はコロナの関係もありましたので7月は「社会を明るくする運動」ができなかったですが、(推進委員会を主催に行っていく)体制ができましたら、来年の7月にその体制で行っていききたいと思います。

(会長) ご意見ございますでしょうか。今日、すぐは(答えを出すのは)難しいと思いますが、法律の改正等もあって、その方向性がふさわしいと思いますが、引き続き当協議会でご提案いただいて、具体的に決めていきたいと思いますが、継続ということによろしいでしょうか。

(委員) 以前の会議の時に、岸和田市でどれくらいの犯罪があって、成人されている方が何人、刑を受けている方で間もなく出所してどこかで引き取ってくれる人、その統計的な犯罪の説明を警察にいただきましたが、何歳の男女、が、どこ(刑務所)から出てきて、岸和田に住むかもわかりませんし、引き取りとかについても知らないところですが、現住所のところで出所者をみるのですか。

(副会長) 刑務所から仮釈放で出て岸和田市に住む方は、引受人が岸和田の方です(保護司など)。岸和田市で犯罪を犯しても、他市、他府で住む方はそちらの方(保護司など)が見ます。私が話しているのは、岸和田に帰ってくる方です。

(委員) あんまり詳しく市民の方は知りませんので、副会長がおっしゃっている引受人とは。

(副会長) その人(犯罪を犯した人)が帰ってきて、その人の住むところがあるかとか、就労するときに、手伝う(アシスト)とかをする引受人を、私たち(保護司)がサポートしています。

(委員) そういう人は刑の末期になったころに出所してくるのですか。

(副会長) 刑務所や少年院で仮釈放になった人は保護観察といって私たち保護司がサポートしています。しかし、満期で出てくる人については、私たち(保護司)は関わりません。その満期を迎え出所した方については難しい(見守るところ)ところもあり、こういう一団体(保護司会)ではなく市を中心に裁断していく、例えば、社協の問題、生活福祉の問題など本来その人の生活支援とか就労を考えていかないと犯罪は減らないと思います。現在は更生保護団体が中心となっていますが、もう少し大きく、市全体で取り組みを行っていかないといけないのではないかと。国の法律もそのように変わってきているので、岸和田の中で犯罪のない状況を作ろうとした場合に、岸和田に帰ってくる人(仮釈放出所者、満期出所者)をどのようにフォローできるかという体制づくりは市が前にでてやっていってもらわないといけないのではないかと。そのなかで出来れば市長が推進委員長になってほしい。大阪府下で市長が推進委員長になってないのは、大阪市、堺市を除くと2、3くらいの市町村であり、他の市町村は市長が推進委員長になっている。そのような中で、岸和田市も市長を中心に全市的に取り組んでいかないといけない。一つのところではなしに、他の団体とか福祉も一緒にやっていかないと出来ないことになるのではないかと思います、今回提案させてもらいました。

(会長) 主旨は今説明していただいた通りだと思います。大阪府下の状況も資料を見せてもらって考えていきたいと思います。今までは、保護司会を中心に更生保護という形で取り組んでいただいていたのですが、刑の満期ということは、更生保護の段階を過ぎています。社会に復帰する、社会の受け入れ態勢を作るために、新しい推進委員会を作りたいという主旨だと思います。次回以降、具体的な取り組みの方向性がわかるような資料をいただいて、今後この協議会としてどのような提案ができるかを考えていきたいと思います。事務局のほうから何かありますか。

(事務局) この件につきましては、事前に保護司会より話があり、課内で検討させていただきました。その中で今まで「社会を明るくする運動」岸和田地区推進委員会と一緒に当協議会が「社会を明るくする運動」を行ってきた、主催してきた経緯があります。当協議会が位置するところといたしましては、「社会を明るくする運動」に共催する、すなわち、全社会のうちの青少年部分を担うと考えています。その中で副会長が言われている岸和田市全体として考えるならば、「社会を明るくする運動」岸和田地区推進委員会が主催となって、その下で当協議会が共催するという立

場がいいのではないかと生涯学習課で話はしております。ただそれが正しいかという点はまだはっきりとは決まっていますが、より一層、当協議会と関係する各種団体がより深い理解の中で共催という立場で一緒にやっていくのが一番いいのではないかと考えています。ただ、今回話をいただいているのは生涯学習課だけです。市全体ですということになりますと、他の部局も関係してくることかと思えます。他の関係部局とも話をしたうえで答えをだしていきたい、それを踏まえてこの協議会で説明させていただきたいと思えます。

(会長) ご説明ありがとうございます。この件につきましては継続して検討ということでお願いいたします。他に何かございますか。特に無いようですので、本日の審議は以上とさせていただきます。皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。今後とも本市の青少年問題につきまして、ご指導、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。これをもちまして、令和2年度第1回青少年問題協議会を終了いたします。新型コロナウイルスが猛威を振るっております。皆様も感染予防をしっかりとっていただくようお願い致します。また、ご健康に充分ご留意され、より一層のご活躍、ご健勝をご祈念し閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

閉会